

国民年金には障害への保障があります

障害基礎年金は、国民年金加入中や、20歳になる前に初診日のある病気やケガで一定の障害が残ったときに受けられる年金です。初診日から1年6か月経過した日（20歳到達前の場合は、20歳の誕生日）に障害の状態が一定の基準に該当している場合に支給されます。

また、障害認定日には一定の基準に該当しない場合でも、その後65歳になる日の前日までに症状が重くなり、該当するようになったときは、65歳到達前であれば請求できます。

ただし、保険料の未納がないことなど、一定の国民年金保険料の納付要件を満たしていることが必要です。ご注意ください。

▼該当する障害等級

国民年金法に定められた障害等級の1級または2級（身体障害者手帳の等級とは別の認定基準で判定しますので一致しません）

▼年金額

納付月数にかかわらず定額です。障害基礎年金を受ける方が18歳未満の子又は20歳未満で障害のある

子の生計を維持している場合、次の額が加算されます。

平成21年度年金額

1級	年額	990,100円
2級	年額	792,100円

加算額

2人目まで	1人につき	227,900円
3人目以降	1人につき	75,900円

請求の手続き

町民課住民係で請求の手続きをしてくださいます。

その他、詳細については、お問い合わせください。

松山西社会保険事務所

庶務・年金給付課

☎ 925-5110

町民課住民係

☎ 985-4106

新しい保険証は届いていますか？

国民健康保険と後期高齢者医療の保険証の有効期限は7月31日です。（注）新しい保険証を、「簡易書留」郵便で送付しました。

まだ届いていない方は、期限切れの保険証と印鑑を持って、医療保険係まで交換にきてください。

交換について

- ① できるだけ世帯主本人がお越しください。（家族以外の方にはお渡しできないことがあります）
- ② 国民健康保険税や後期高齢者

医療保険料の納め忘れのある方は、その場で納付についての相談をお受けします。

（注）有効期限は、年齢によって次のように異なりますので、有効期限前に別途ご案内します。

- ・ 70歳になる方は誕生月の月末
- ・ 75歳になる方は誕生日の前日
- ・ 65歳になる退職被保険者の方とその被扶養者の方は、退職被保険者の誕生月の月末

限度額適用・標準負担額減額認定証を更新します

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入の方で、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、有効期限が7月31日となっています。

国民健康保険の方

8月1日以降も必要な場合は、改めて保険証と印鑑を持って医療保険係で申請してください。

後期高齢者医療制度の方

新しい保険証に同封してお届け

しましたのでご確認ください。

☆ 平成20年8月1日以降で90日以上入院されている方は領収書などが必要な場合があります。

☆ 町民税非課税世帯の方のみの発行となります。また、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料に納め忘れのある方は、原則として発行できません。

問 保険課医療保険係

☎ 985-4107